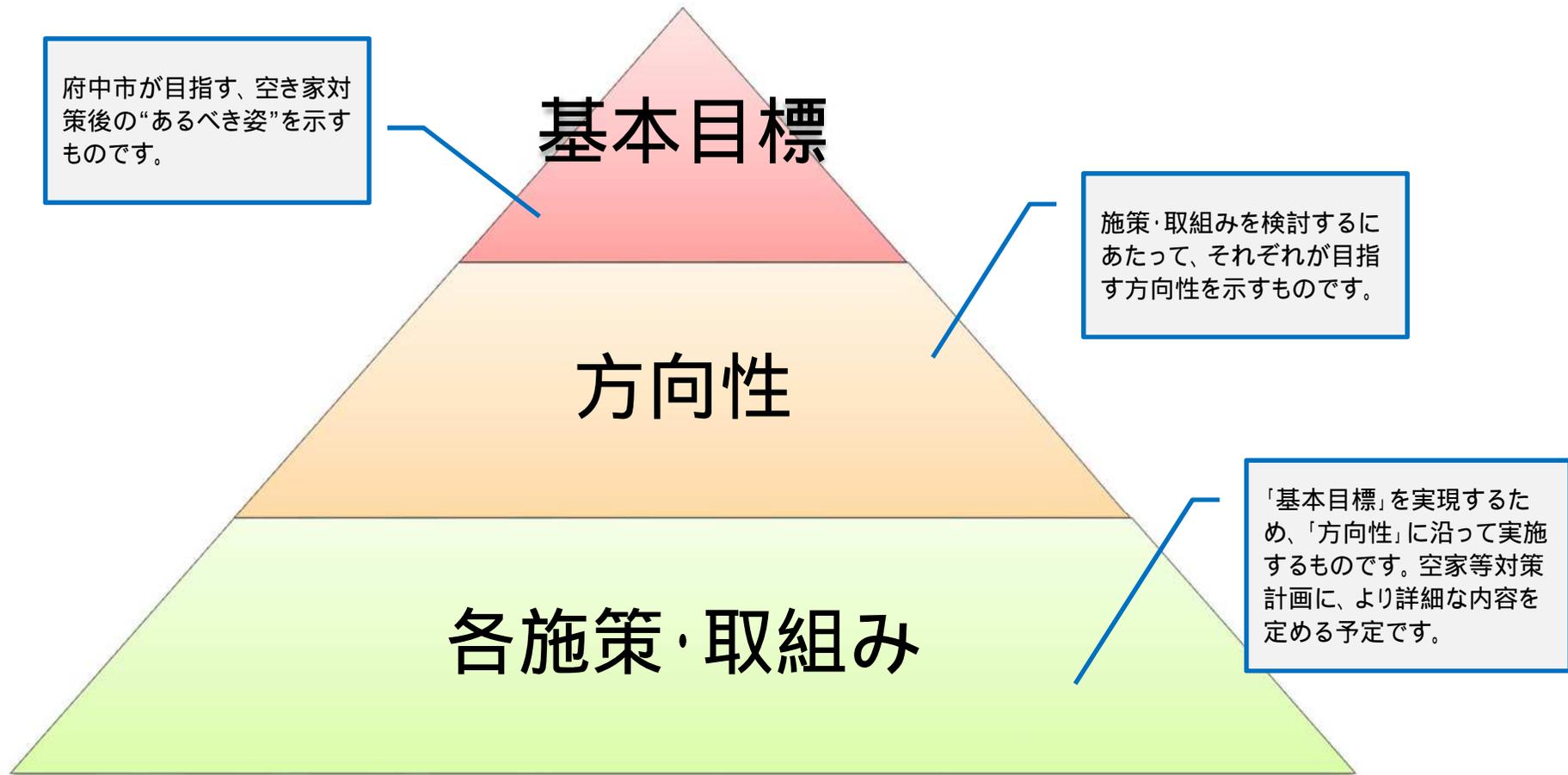


1 基本方針の構成



2 基本目標

安心・安全な住環境

荒廃した空き家の発生を予防するとともに、現に存在している荒廃した空き家の適正管理を促すことで、市民の安心・安全な住環境を確保する。(特定空家等を発生させない)

所有者や管理者による適正管理

「適正管理は所有者・管理者の責務」との前提に立ち、行政は公益上必要な取組みを適切に実施する。また、「助言・指導」及び「社会的な問題意識の高まり」により、所有者・管理者が責任をもって管理を行う機運を醸成する。

行政・地域・関係団体の連携(協働による問題解決)

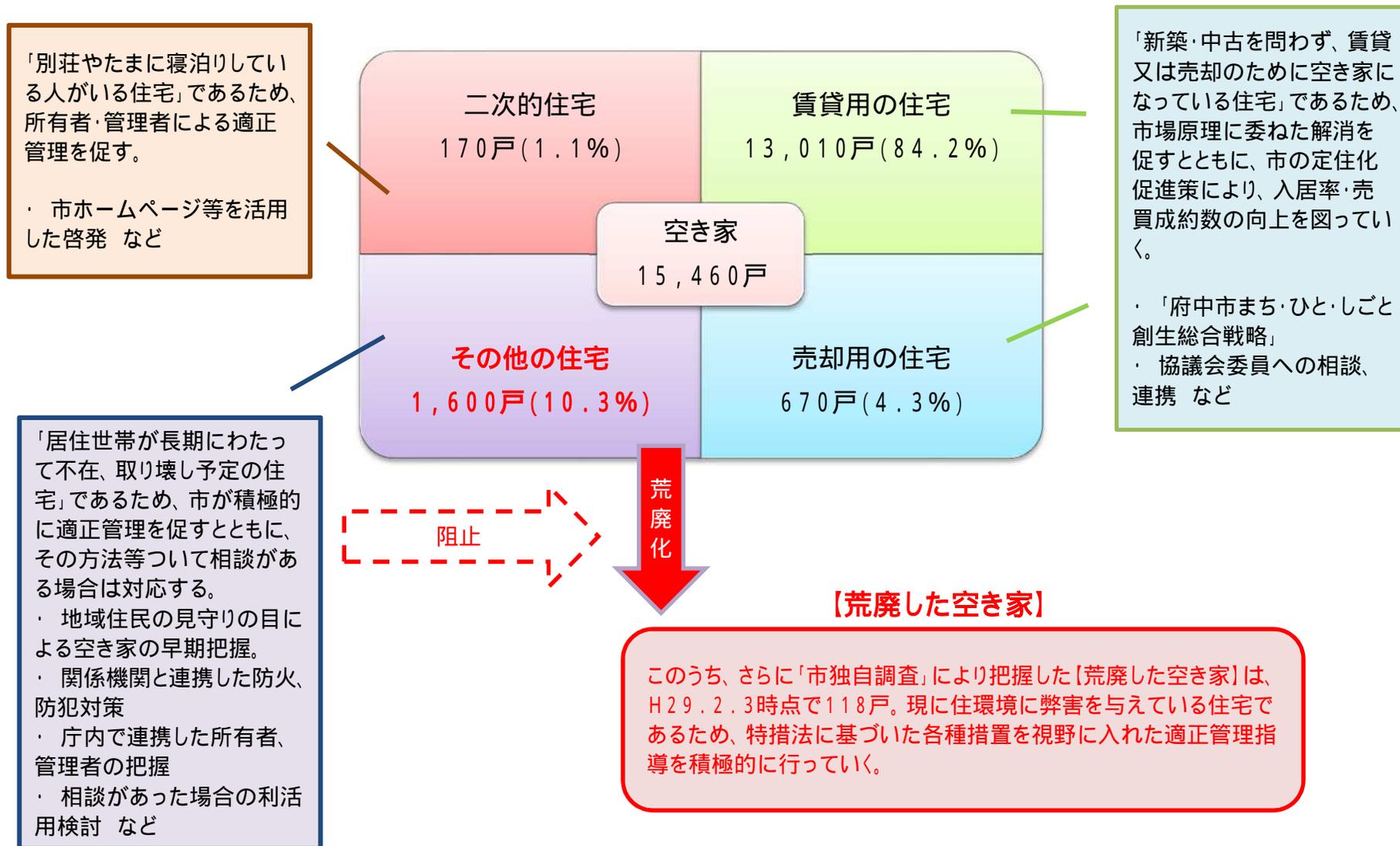
空き家の把握や適正管理指導等において、行政が地域や関係団体と連携し、協働で問題解決に取り組んでいく。“市場流通”を空き家問題の有効な解決策と捉え、関係団体との連携を進める。(「その他の住宅」の割合を減らす)

3 方向性 (住居の状態に応じた対策)

住居の状態	市の取組み(案)	
居住中	1 空き家化予防 (所有者・管理者への啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ等を活用した啓発 ・ 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成 ・ 協議会委員への相談・連携 ・ 相続に係る相談体制
空き家化	2 空き家の流通 (中古住宅としての市場流通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ等を活用した啓発 ・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備 ・ 協議会委員への相談・連携 ・ 相談があった場合の利活用検討 詳細は5へ
	3 長期間の放置、荒廃化のおそれ (特措法に基づく措置の検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備 ・ 関係機関と連携した防火、防犯対策 ・ 庁内で連携した所有者、管理者の把握 ・ 特措法の運用(空家等対策協議会の運営)
空荒 解き廃 消家し のた	4 空き家荒廃化の再発防止 (所有者・管理者への啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ等を活用した啓発 ・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備 ・ 協議会委員への相談・連携 ・ リスト化した情報をもとに定期的な適正管理指導

4 方向性 (用途に応じた対策)

空き家数の内訳は「H25住宅・土地統計調査」より府中市分抜粋



5 方向性 (空き家の利活用検討)

考え方

空き家の活用を希望する相談者への情報提供を行い、空き家が放置されることなく、継続して活用されるための支援を行う。

相談者
(相続空家等の所有者等)

空き家の利活用相談



都のモデル事業、その他の先進事例を参考に、適した方法を情報提供する

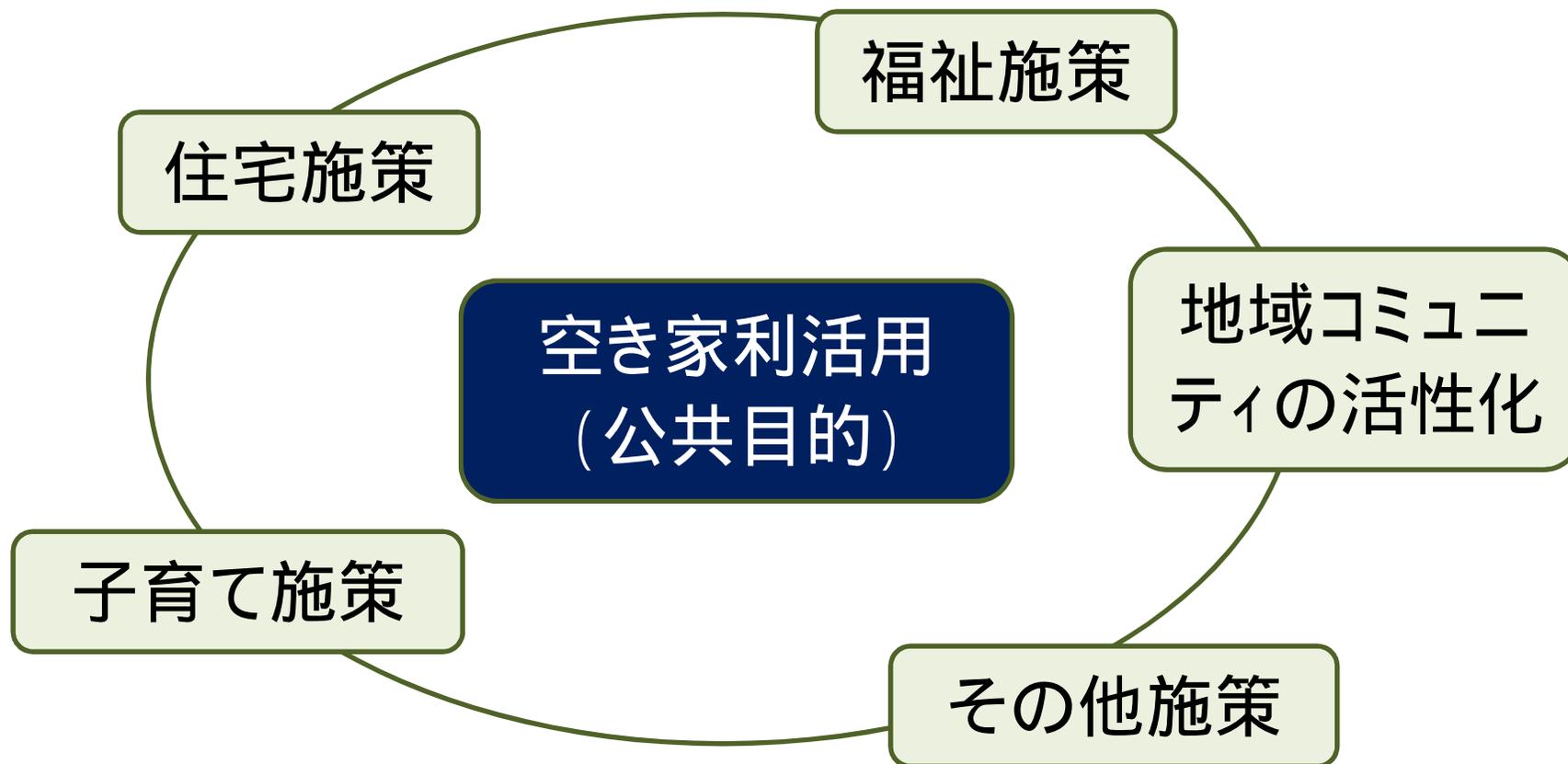
府中市

空き家の相談窓口



市・相談者への、専門的見地に基づく助言・協力等

府中市空家等対策協議会



住宅や福祉、子育て、地域コミュニティなど各部門における施策を進める手段としての利活用を、個別事案ごとに検討する。